



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） 2
- 町営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） 2

公 告

- 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令（県民生活課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 2
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） 4

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 4

公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 6

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 6

正 誤

- 平成20年 2月27日付け公報号外第3号中訂正 8

告 示

沖縄県告示第322号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成20年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
今帰仁村	平成20年 7月15日（火曜日）午前11時から午後3時まで	今帰仁村保健センター
伊平屋村	平成20年 7月17日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	伊平屋村離島振興総合センター
東村	平成20年 7月25日（金曜日）午前11時から午後3時まで	東村役場大会議室
国頭村	平成20年 8月5日（火曜日）午前11時から午後3時まで	国頭村立総合体育館
伊是名村	平成20年 8月19日（火曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	仲田港ターミナルビル

渡名喜村	平成20年8月21日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	渡名喜村農業整備多目的施設
大宜味村	平成20年8月26日（火曜日）午前11時から午後3時まで	大宜味村農村環境改善センター

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
今帰仁村	平成20年7月15日（火曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所
伊平屋村	平成20年7月17日（木曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	
東村	平成20年7月25日（金曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	
国頭村	平成20年8月5日（火曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	
伊是名村	平成20年8月19日（火曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	
渡名喜村	平成20年8月21日（木曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	
大宜味村	平成20年8月26日（火曜日）から同年12月22日（月曜日）まで	

沖縄県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 土地改良事業を行う者の名称 南城市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 久原地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成20年5月7日

沖縄県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、町営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 土地改良事業を行う者の名称 八重瀬町
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 具志頭北部地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 同意年月日 平成20年5月2日

公 告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の業務の停止を次のとおり命じた。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 商号又は名称 トマトレディース
- 2 氏名又は代表者の氏名 根間亜希男
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県宜野湾市真志喜三丁目22番16号ハッピーハイム202号
- 4 登録番号 沖縄県知事（1）第04019号
- 5 登録年月日 平成18年6月1日
- 6 行政処分の年月日 平成20年5月14日
- 7 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容 貸金業に関する業務（弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。）の全部の停止
 - (2) 期間 60日間（平成20年5月20日から同年7月18日まで）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年3月28日 沖縄県指令土第328号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字新里727番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新里372番 桃原カネ
- 5 検査済証番号 平成20年5月9日 第2627号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年6月8日 沖縄県指令土第561号、平成20年3月28日 沖縄県指令土第326号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字白保268番1ほか5筆
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路、公園及び緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字大川547番地 株式会社興ハウジング 代表取締役 大泊吉博
- 5 検査済証番号 平成20年5月12日 第2628号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年7月6日 沖縄県指令土第629号、平成20年1月15日 沖縄県指令土第10号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字根差部698番1ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目21番2号 オリエンタル産業株式会社 代表取締役 西平敏彦
- 5 検査済証番号 平成20年5月13日 第2629号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月19日 沖縄県指令土第932号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇1266番及び1192番1
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市仲西二丁目4番21号 沖縄製線株式会社 代表取締役 比嘉盛一
- 5 検査済証番号 平成20年5月13日 第2630号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年5月20日

沖縄県中部土木事務所長 福 地 貞 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年7月30日 沖縄県指令中土第317号、平成20年3月11日 沖縄県指令中土第173号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間510番1及び510番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市玉城字前川1326番地2 中村瞳
- 5 検査済証番号 平成20年4月28日 C第24号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月10日

訓 令

沖縄県訓令第34号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 仲 里 全 輝

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「定型文生4 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告」を
定型文生5 貸金業者の登録の取消し

- 「定型文生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し
- 定型文生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令
- 定型文生6 貸金業者の登録の取消し に改める。
- 定型文生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告
- 定型文生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し
- 定型文生5中「貸金業者の登録の取消し」を「所在不明貸金業者等の登録の取消し」に、

「 | (6) 行政処分の年月日 平成__年__月__日 | 」を
 「 | (6) 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日 | 」に

改め、第5章第3節中同定型を定型文生8とする。

定型文生4を定型文生7とする。

定型文生3の次に次の3定型を加える。

定型文生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

定型文生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の業務の停止を次のとおり命じた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 行政処分の年月日 平成__年__月__日
- 7 業務停止の内容及び期間
 - (1) 内容
 - (2) 期間 __日間（平成__年__月__日から同年__月__日まで）

定型文生6 貸金業者の登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の5第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

附 則

この訓令は、平成20年5月20日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第57号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成20年5月20日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	CRパトラッシュ2 GREEN	8P028100	群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共	8P0281
ぱちんこ	CRフィーバー大夏 祭りDX	8P025800	群馬県桐生市境野町6丁目460番地 株式会社三共	8P0258
ぱちんこ	CRAルパン三世9 AU	8P028200	東京都台東区東上野2丁目22番9号 株式会社平和	8P0282
回胴	うちなーまあさんー 30	8S025100	東京都台東区台東4丁目13番21号 株式会社ラスター	8S0251
回胴	TWENTY F O UR 4	8S007400	東京都台東区東上野1丁目1番14号 株式会社大都技研	8S0074

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成20年5月20日

沖縄県収用委員会

会長 玉 城 辰 彦

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道平野伊原間線特殊改良工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
石垣市字平久保平久保牧	234番 1256	公衆用 道路	公衆用 道路	34	34.39	34.39	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1255	公衆用 道路	公衆用 道路	1,491	1,491.85	1,491.85	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1251	公衆用 道路	公衆用 道路	911	911.44	911.44	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1252	公衆用 道路	公衆用 道路	202	202.03	202.03	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1253	公衆用 道路	公衆用 道路	93	93.94	93.94	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1254	公衆用 道路	公衆用 道路	86	86.37	86.37	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1248	公衆用 道路	公衆用 道路	613	613.16	557.18	注
石垣市字平久保平久保牧	234番 1249	公衆用 道路	公衆用 道路	385	385.30	385.30	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1250	公衆用 道路	公衆用 道路	19	19.67	19.67	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1247	公衆用 道路	畑	370	370.99	370.99	
石垣市字平久保平久保牧	234番 1246	公衆用 道路	公衆用 道路	854	854.04	854.04	

注 収用しようとする土地（石垣市字平久保平久保牧234番1248）の区域は、別紙図面表示の716、B20、B21、B22、B23、B24、B25、B26、B27、B28、B29、B30、B31、B32、B33、B9、505、427、426、425、424、423、422、421、420、419、418、417、416、504、716の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所

多字脩

石垣市字伊原間21番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
アルカディア株式会社	東京都千代田区永田町二丁目9番8号	所有権移転請求権仮登記
加藤博	東京都港区赤坂一丁目11番36号	転抵当権
農事組合法人久字良牧野組合	石垣市字平得269番地	永小作権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成20年5月8日

正 誤

平成20年2月27日付け公報号外第3号掲載の「沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第1号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
16	下から4	交代制	交替制
16	下から2	改め	定め
16	下から1	削る	削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円